

入札説明書

この入札説明書は、平成28年6月1日に公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者

支出負担行為担当者 北海道博物館長 石森 秀三

2 入札に付する事項

- (1) 業務名称 平成28年度 野幌森林公園橋梁点検業務
- (2) 業務場所 札幌市厚別区
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から平成28年9月30日まで
- (4) 業務概要 橋梁点検(遠望目視点検・全項目) 2橋
開拓大橋 L=104.4m, W=10.5m 3径間PCプレテンションT桁
百年橋 L= 75.0m, W=10.0m 3径間連続鋼箱桁

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、単体企業であって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加資格を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 平成27年北海道告示第5号又は平成28年北海道告示第14号に規定する土木施設物の設計の入札参加資格を有しており、かつ、契約履行可能地域に札幌又は石狩が含まれていること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (8) 石狩振興局管内に本店又は営業所等の拠点を有していること。
- (9) 過去10年間(平成18年度以降)に、国(独立行政法人、国立大学法人等(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。))及び特別法の規定により設立された事業団を含む。以下同じ。)及び地方公共団体(地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び地方住宅供給公社を含む。以下同じ。)が発注した本業務と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる業務(延長50メートル以上の橋梁点検業務)を受託した実績を有する者であること。
なお、共同企業体として履行した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法(明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。)第211条の2第1項及び第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

(ア) 親会社(旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する取締役(代表取締役)、取締役(社外取締役及び委員会設置会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。))の取締役を除く。)及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役(以下「取締役」という。))が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札の参加資格審査申請

- (1) 申請書等
入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)に次の書類を添付して提出しなければならない。
 - ア 類似業務履行実績調書(別記第2-1号様式)
 - イ 類似業務履行実績を証明する書面
業務履行実績証明書(別記第3号様式)又はこれに変わる書面(契約書の写し、業務内容が判る図書及び履行を証明する書類(完成検査結果通知書等))並びに共同企業体として履行した実績の場合は、共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し
 - ウ その他、支出負担行為担当者が必要と認めた次の書類。
 - (ア) 資格審査決定通知書(平成27、28年度)
 - (イ) 建設工事等競争入札参加 資格審査申請書付票
 - (ウ) 同種同規模履行実績調書(別記第2-2号様式)
 - (エ) 返信用簡易書留封筒(切手貼付)
- (2) 提出期間
平成28年6月1日(水)から平成28年6月11日(土)までの毎日午前9時から午後5時00分まで(6月6日の休館日を除く。)
- (3) 提出場所
札幌市厚別区厚別町小野幌53-2
北海道博物館 総務部総括グループ
電話 011-898-0456
- (4) 提出方法
持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (5) その他
 - ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
 - エ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成28年6月13日(月)までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、その理由について平成28年6月18日(土)までに書面により説明を求めることができる。
なお、書面は次の提出先に持参することとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。
札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館 総務部総括グループ
- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館 総務部総括グループ
電話 011-898-0456

8 入札の執行場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2
北海道博物館 会議室
- (2) 入札日時 平成 28 年 6 月 28 日 (火) 午前 10 時 00 分

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実に認める担保を提供すること。ただし、財務規則第 171 条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

10 郵便等又は電報による入札

- (1) 郵送等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

11 契約書作成の要否

必要とする。

12 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。

13 無効入札

改札の時に於いて、3 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

14 落札者の決定方法

政令第 167 条の 10 の第 1 項に規定する場合を除き財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲以内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

15 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

16 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

17 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

18 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、競争参加資格確認申請の用に供する限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。
 - ア 閲覧期間
平成 28 年 6 月 1 日(水)から平成 28 年 6 月 26 日(日)までの午前 9 時から午後 5 時まで
(6 月 6 日、13 日及び 20 日の休館日を除く。)
 - イ 閲覧場所
札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2 北海道博物館 総務部総括グループ

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

平成28年6月1日(水)から平成28年6月19日(日)までの午前9時から午後5時まで
(6月6日及び13日の休館日を除く。)

イ 受付場所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館 総務部総括グループ

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成28年6月1日(水)から平成28年6月26日(日)までの午前9時から午後5時まで
(6月6日、13日及び20日の休館日を除く。)

イ 閲覧場所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館 総務部総括グループ

19 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道博物館 総務部総括グループ

(2) 所在地 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

20 前金払

契約金額の3割に相当する額以内とする。

21 概算払

概算払はしない。

22 部分払

部分払いはしない。

23 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

24 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

25 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

26 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

27 その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。